

## 介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設上野の郷（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したのち、令和6年4月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本稿において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします。）

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。（退所日に一括精算する方法でも可）

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

- 3 当施設は、身元引受人が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第 8 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 9 条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙 3 のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が

行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
  - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第 10 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

上野の郷短期入所療養介護事業所  
重要事項説明書（令和6年4月1日現在）

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 上野の郷
- ・開設年月日 平成17年4月1日
- ・所在地 三重県伊勢市上野町2855-1
- ・電話番号 0596(39)8088
- ・ファックス番号 0596(39)0081
- ・管理者名 村井 克昌
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(2450880022号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設上野の郷の運営方針]

- ① ご利用者様がそれぞれの有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るように支援します。
- ② 明るい家庭的な雰囲気の中でご利用者様の意思と人格を尊重し、早期の家庭復帰を目指します。
- ③ 地域や家庭との結びつきを重視し、市町村等、地域サービスとの連携に努め、地域住民に開かれた施設とします。
- ④ ご利用者様に良質のサービスを提供できるよう、職員一同日々研鑽に努めます。
- ⑤ ケアにあたっては最新の注意を払い、事故が起こらないように努めます。
- ⑥ ご利用者様・ご家族様とスタッフ及び、スタッフ同士の信頼関係を得られるように努めます。
- ⑦ 整理・整頓・清潔をモットーとし、明るく、和やかな雰囲気になるように努めます。

### (3) 施設の職員体制

(令和6年4月1日現在)

職 種	常 勤	非常勤	夜間	業務内容
医師（施設長）	1			医学的管理・日常診療・利用者の健康管理、協力病院との連携
看護職員	8	4	1	生活障害評価、介護サービス計画作成、看護・介護等
介護職員	27	8	4	
薬剤師		0.5		調剤
支援相談員	3			主に利用の相談や社会的支援などを行います。
理学療法士	4			身体機能の評価や、リハビリテーション実施・指導を行います。
作業療法士	1			身体機能の評価や、リハビリテーション実施・指導を行います。
管理栄養士	2			利用者に対する栄養管理や栄養指導を行います。
介護支援専門員	1			主に施設サービス計画作成や管理を行います。
事務職員	2			庶務等一般事務

(4) 入所定員等 ・定員 100名（うち認知症専門棟 50名）

・短期入所は、空床利用型

・療養室 全室個室

(5) 通所定員 ・定員 20名

## 2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）  
朝食 7時40分～ 昼食 11時40分～ おやつ 15時00分～  
夕食 17時40分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 生活指導・相談援助サービス
- ⑧ 栄養状態の管理
- ⑨ 理容サービス（原則第3・第4水曜日に実施します。）※委託実費
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

\* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

#### ・協力医療機関

・名 称 市立伊勢総合病院

・住 所 伊勢市楠部町3038

・電話 0596 (22) 5111

・名 称 亀谷内科・胃腸科病院

・住 所 伊勢市岩淵1丁目13-3

・電 話 0596 (22) 1105

#### ・協力歯科医療機関

・名 称 田所歯科

・住 所 伊勢市曾祢1丁目6-3

・電 話 0596 (28) 2985

#### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### 4. 施設利用に当たっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としていたため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。生ものは通年禁止とさせていただきます。

- 1) 面会の方は事務所前の面会票に必ずご記入下さい。  
(面会時間 9:00～19:00)
- 2) 外出・外泊の際にはサービスステーションに所定の用紙で届けて下さい。
- 3) 利用者の火気取扱いは原則禁止とさせていただきます。
- 4) 設備・備品の利用方法等がお分かりにならない時は職員にお尋ね下さい。
- 5) 所持品・備品等の持ち込みについては職員にご相談の上ご持参下さい。  
また、持ち物には必ず名前を付けてください。
- 6) 金銭・貴重品は原則お預かりいたしません。多額のお金、貴重品はお持ちにならないで下さい。万一紛失の際、施設は責任を負いかねます。
- 7) 外出・外泊時等の施設外での医療機関の受診には当施設医師の紹介状が初診時・再診時に必要です。

## 5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 防災設備スプリンクラー、消火器、消火栓、避難待機スペース、避難用階段
- ・ 防災訓練 年4回

## 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、ペットの持ち込み、他の利用者への迷惑行為、特定の政治活動」は禁止します。

また、家族の方からの施設及び職員への心づけは一切お断りしております。

## 7. 要望及び苦情等の相談

- 1) 要望や苦情などがございましたら下記の体制で受け付けいたします。
  - ①当施設には支援相談の専門員として支援相談員、又は看護職員、介護職員、医師等職員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。
  - ②所定の場所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

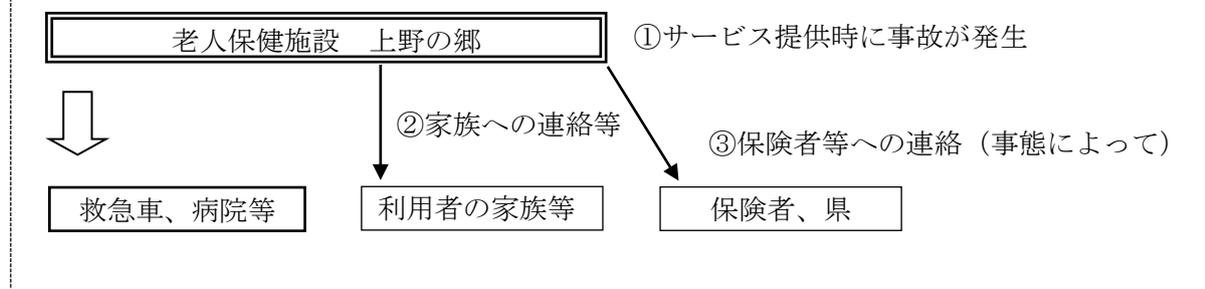
各保険者の相談窓口	市町村役場の介護保険担当課
国民健康保険団体連合会	所在地 津市栄町3-143-1 笠間第二ビル3F
	電話番号 059(222)4165
	FAX番号 059(228)4166
	受付時間 月曜日～金曜日(8:30～17:00)

- ③直接、以下の相談窓口へ申し出て頂くことも出来ます。

2) 即時対応が出来ない事項につきましてはご利用者、ご家族とお話し合いの場を設け検討していきます。

## 8. 事故発生時の対応

入所利用者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、県、入所利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、入所利用者に対する介護保険施設サービスにより当施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。



## 9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。またお申込に関するお問い合わせ・ご見学は随時対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

<別紙2>

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について  
（令和6年4月1日現在）

1. 介護保険証・負担割合証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証・負担割合証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金（令和6年4月1日現在）

(1) 短期入所療養介護の基本料金

① 施設利用料

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

※円/日

項目	介護度	1割負担	2割負担	3割負担
介護保健施設 短期入所療養介護費 (I)(i)【基本型】	要介護1	753	1506	2259
	要介護2	801	1602	2403
	要介護3	864	1728	2592
	要介護4	918	1836	2754
	要介護5	971	1942	2913

※ 上記の介護保健施設サービス費には、おむつ代が含まれています。

(2) 介護予防短期入所療養介護の基本料金

※円/日

項目	介護度	1割負担	2割負担	3割負担
介護保険施設 介護予防短期入所療養介護費 (I)(i)【基本型】	要支援1	579	1158	1737
	要支援2	726	1452	2178

※ 上記の介護保健施設サービス費には、おむつ代が含まれています。

項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
サービス提供体制強化加算(II)	18円/日	36円/日	54円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること
療養食加算	6円/食	12円/食	18円/食	医師の指示箋に基づく療養食を(※)を提供した場合

※糖尿食、腎臓食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、通風食及び特別な場合の検査食

項目	1割	2割	3割	備考
送迎加算	184 円/ 片道	368 円/ 片道	552 円/ 片道	利用者の身心の状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合
認知症ケア加算	76 円/日	152 円/ 日	228 円/ 日	認知症専門棟の施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護保険施設サービスを行った場合
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3 円/日	6 円/日	9 円/日	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が全体の利用者の 50%以上入所されている。 認知症介護実践リーダー研修修了者を定数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施する。
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4 円/日	8 円/日	12 円/日	認知症専門ケア(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を定数以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施する。 介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定する。
認知症行動・心理症状 態緊急対応加算※	200 円/ 日	400 円/ 日	600 円/ 日	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として所定単位数に加算する。
若年性認知症利用者 受入加算	120 円/ 日	240 円/ 日	360 円/ 日	若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービス提供することについて評価を行う。上記※加算との併用不可。
個別リハビリテーシ ョン実施加算	240 円/ 日	480 円/ 日	720 円/ 日	リハビリ専門職の人員配置基準を満たした上で、医師等が共同して、入所者ごとのリハビリ計画書を作成し、計画に基づき、医師又は医師の指示を受けたリハビリ専門職がリハビリテーション20分以上を実施し、利用者の状態を定期的に記録し、計画の進捗状況の定期的な評価、見直しを実行できること。また、医師・リハビリ専門職が看護・介護職員等に対して日常生活上の留意点・介護の工夫等の情報伝達の実施を行なうこと。
口腔連携強化加算	50 円/回	100 円/ 回	150 円/ 回	口腔の健康状態を実施した場合に、利用者同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に結果を情報提供した場合に算定。
緊急短期入所受入 対応加算	90 円/ 日	180 円/ 日	180 円/ 日	利用者の状態や家族の事情により、介護支援専門員が、短期入所療養介護を受ける必要があると認めていること。居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行った場合、7日を上限に算定されます。
重度療養管理加算	120 円/ 日	240 円/ 日	360 円/日	要介護度3・4・5であって、手厚い医療が必要な状態である利用者の受入れをした場合。
緊急時治療管理費	518 円/ 日	1036 円/ 日	1554 円/ 日	利用者の容態が急変した場合、緊急時に所定の対応を行った場合に算定されます。

項目	1割	2割	3割	備考
総合医学管理加算	275 円/日	550 円/日	825 円/日	医師が診療計画に基づき必要な診療、検査等を行い、退所時にかかりつけ医に情報提供を行う。
夜勤職員配置加算	24 円/日	48 円/日	72 円/日	20 名に一名以上、かつ入所者 41 以上では 2、入所者 40 以下では 1 を超えること
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（3 時間以上 4 時間未満）	654 円/日	1308 円/日	1962 円/日	在宅において生活しており、常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者。日帰りでこの時間内だけサービスを利用されたら場合に限る
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（4 時間以上 6 時間未満）	905 円/日	1810 円/日	2715 円/日	在宅において生活しており、常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者。日帰りでこの時間内だけサービスを利用されたら場合に限る。
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（6 時間以上 8 時間未満）	1257 円/日	2514 円/日	3771 円/日	在宅において生活しており、常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者。日帰りでこの時間内だけサービスを利用されたら場合に限る。
在宅支援・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51 円/日	102 円/日	153 円/日	基本型介護老人保健施設が要件満たせば算定できる。
在宅支援・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51 円/日	102 円/日	153 円/日	在宅強化型介護老人保健施設が要件満たせば算定できる。
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 円/月	200 円/月	300 円/月	介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの活用に関する加算。（Ⅱ）のデータにより、業務改善の取り組みによる成果が確認されていること。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円/月	20 円/月	30 円/月	介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの活用に関する加算。
特定治療費	老人保健法の規定による医療に要する費用の額に準ずる。			
介護職員処遇改善加算	月単位	$(\text{基本サービス費} + \text{各種加算}) \times 0.039$		
介護職員等特定処遇加算	月単位	$(\text{基本サービス費} + \text{各種加算}) \times 0.021$		
介護職員等ベースアップ等支援加算	月単位	$(\text{基本サービス費} + \text{各種加算}) \times 0.008$		

2) その他の料金

◎居住費・食費

居室区分	利用者負担段階	金額（×利用日数）	
		居住費	食費
【従来型個室】	第1段階	550円	300円
	第2段階	550円	600円
	第3段階①	1370円	1000円
	第3段階②	1370円	1300円
	第4段階	1750円	1770円

朝食	460円
昼食	640円
夕食	610円
おやつ	60円

※ 居住費は、光熱水費と室料相当の金額です。

※ 食費は、食材料費及び調理費相当分の金額です。

※ 左記表は1食あたりの金額です。

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」に該当する利用者等の負担額

○ 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1段階・第2段階・第3段階①・第3段階②の利用者には負担軽減策が設けられています。

○ 利用者負担限度額段階に該当する利用者とは、次のような方です。

【利用者負担第1段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けておられる方

預貯金要件・・・単身 1000万円、夫婦 2000万円

【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ年金収入等が80万円以下の方

預貯金要件・・・単身 650万円、夫婦 1650万円

【利用者負担第3段階①】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ年金収入等が80万円超120万円以下の方

預貯金要件・・・単身 550万円、夫婦 1550万円

【利用者負担第3段階②】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ年金収入等が120万円超の方

預貯金要件・・・単身 500万円、夫婦 1500万円

◎特別な室料（1日当たり）2階居室のみ

居室	料金	室数	備考
居室A	1100円	2	約14㎡ トイレ・洗面所・テレビ設置・南側
居室B	880円	8	約12㎡ トイレ・洗面所・テレビ設置・南側
居室C	550円	12	約10㎡ トイレ・洗面所・南側

◎その他

項目	料金	備考
理美容代	2,000円	委託実費
洗濯代	200円/日 (消費税込)	
私物電気使用料	11円/日 (消費税込)	1点につき

(3) 支払い方法

- ・毎月15日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

- |    |                                                   |
|----|---------------------------------------------------|
| イ. | 現金持参にて窓口での支払い                                     |
| ロ. | 下記指定口座への振込<br>百五銀行 筋向橋支店 普通 0524458<br>社会福祉法人 福德会 |
| ハ. | 金融機関からの自動引き落とし<br>明治安田ビジネスサービスによる収納代行             |

<別紙3>

## 個人情報の利用目的

(令和6年4月1日現在)

介護老人保健施設上野の郷では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

# 介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

## 利用同意並びに宣誓書

介護老人保健施設上野の郷を入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、十分理解した上でこれらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを誓約します。

記

介護老人保健施設上野の郷の諸規定を守り、職員の指示に従います。

使用料等の支払いは、介護老人保健施設上野の郷に対し一切迷惑をかけません。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設上野の郷

管理者 村井 克昌 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	